

耐震診断チェックリスト－鉄骨造屋内運動場－に係る留意事項

○第1 一般事項

- ①施設台帳で今回診断の対象となった建物について確認する。(施設台帳との照合を行う。)
- ②公立学校施設整備ハンドブック 第4章資料編 「5 耐力度調査調査及び耐震診断の考え方(概念図)」に沿っているかどうかを確認する。
NOの場合は、理由を明記しているか確認する。
- ③耐震診断の対象になった棟(枝番号で別れている場合は枝番号ごと。以下省略。)は施設台帳に記載されている棟番号の面積を記載する。
(保有控除になっている面積(給食室などの面積も含める。))
- ④③の面積の合計のうちでもExp. J等で構造が区切られている場合があるので、実際に診断した面積の合計を記入する。
- ⑤④の面積で適切に診断及び補強設計がされていることを確認する。
- ⑥原則として、耐震診断及び補強設計について、所管行政庁の認定又は公的機関の判定を受けなければならないこととしている。
- ⑦文部科学省からの通知で鉄骨造屋内運動場については、文部省大臣官房文教施設部(当時)の「屋内運動場等の耐震性能診断基準(平成8年版)」(以下「屋体診断基準」という。)によることとしている。その他の診断基準は原則として認めていない。また混合構造及び複合構造の屋内運動場の場合、RC造部分については、「既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準((財)日本建築防災協会)」によることとしている。^{2001改訂版}
- ⑧「公立学校建物の耐震診断実施要領」で定めているため、1級建築士以外は認められない。ただし、耐震診断を委託した設計事務所等の1級建築士の協力を得て行った場合も良しとする。
- ⑨講習会受講者であれば、学校建物の耐震診断についての内容を理解しており、適切に診断できるため。ただし、講習会受講者でなくても、補助申請の対象外とはしない。
- ⑩「ソフト」とはコンピューターソフトのことを言い、単に応力計算に用いるためのものではなく、耐震診断プログラムのことを指す。また、コンピューターソフトを使用する場合は、公的機関の評定を受けているものの方が望ましい。ただし、公的機関の評定を受けていない場合でも、補助申請の対象外とはしない。

○第2 既存建物の診断

- ①報告書には、以下の項目が記載されていることを確認する。
 - 1) 建物概要
 - 2) 当該建物重量
 - 3) 偏心率、剛性率
 - 4) 鉄骨の腐食・発錆状況
 - 5) 診断方針
 - 6) 診断に際してのモデル化
 - 7) 診断結果表
 - 8) 部材破壊モード図(伏図・軸組図)

9) 結果所見

10) その他(吊りものの安全の検討, ゾーニングなど)

②耐震診断に先立ち、建物の状況を正確に把握しておく必要があるため。

③予備調査及び実態調査の結果も報告書に添付しておくこと。

④該当する架構種別を記入する。(テキスト2頁参照。)

また、実態調査(現地調査)にあつては、下記の事項に留意する。

1) 柱・はり接合部は3箇所程度選定する。

- ・溶接継目の種類を設計図書と照合する。
- ・完全溶込溶接の場合は、エンドタブ、裏当金及びはりウェブのスカラップの有無を確認する。
- ・すみ肉溶接の場合は、すみ肉溶接のサイズを確認する。
- ・ダイヤフラムの位置を、設計図書と照合する。

2) 柱脚は1箇所程度選定する。

- ・柱脚と基礎の接合状況を設計図書と確認する。

3) 部材、接合部の全面錆の有無を確認する。

⑥I s又はq値のどちらか一方が規準値に達していなければ補助対象になるので、同一階に限らず、それぞれ各階の最低値を記入する。

⑥公立学校施設整備ハンドブック 第4章資料編 「5 耐力度調査調査及び耐震診断の考え方(概念図)」に沿っているかどうかを確認する。

⑦原則として、建設省告示第1793号による数値又は設置者の判断により定めてよいこととする。

○第3 補強設計

①報告書には、以下の項目が記載されていることを確認する。

- 1) 補強方針
- 2) 補強に際してのモデル化
- 3) 当該建物重量(補強部材荷重の加算)
- 4) 偏心率、剛性率
- 5) 概算補強量の算出
- 6) 鉄骨の腐食・発錆処置
- 7) 荷重軽減
- 8) 補強診断結果
- 9) 部材破壊モード図(伏図・軸組図)
- 10) 補強部材計算書
- 11) 補強詳細設計図
- 12) 結果所見
- 13) その他(吊りものの安全の検討, ゾーニングなど)

②NOに該当する項目がある場合は、詳細な実態調査(調査箇所の増加等)を行う必要があり、その結果によっては、改築も含めた検討を行うこと。補強する場合には、適切に補強計画を立てる必要がある。

③違うソフトを使用した理由としては、「ソフトが異なっても両者に矛盾がないことが確

認されているため」などが考えられる。

- ④補強後の数値についても、全階とも耐震性能を満たしていなければ、補助対象にならないことから、同一階に限らず、最低値を記入する。
- ⑤この数値を満たしていなければならない。
- ⑥プレキャストコンクリート屋根の架け替え等荷重軽減などを行う場合についても、耐震性能の向上が認められるものは、「耐震性能判定表」に記載する。